■ 利用時間と料金 (料金は消費税込です)

施設	納入区分	利用時間		利用料金		予納料金	
		利用時間		全室	半室	全室	半室
2.3.4.5階展示室	前納	9時~17時	*時間単位等でのご利用はできません。 *利用承認後に利用時間を変更する場合は、 『利用変更申請書』のご提出が必要です。 *予納金の納付は利用開始日の前日から起算 して60日以上前のお申込みが対象です。 *利用料金は予納金と残金の合計です。	392,000円	196,000円	76,000円	38,000円
		9時~18時		441,000円	220,500円	85,500円	42,750円
		9時~19時		490,000円	245,000円	95,000円	47,500円
		9時~20時		539,000円	269,500円	104,500円	52,250円
		9時~21時		588,000円	294,000円	114,000円	57,000円
		夜間 17時~21時	1時間単位、最大4時間のご利用 *事前申請の上、1時間単位でご利用できます。	49,000円	24,500円	9,500円	4,750円
	後納	夜間搬出 17時~21時	会期最終日に、17時以降展示室の原状回復を 目的とし、展示室の搬出又は撤去のために利用 する場合適用 1時間単位	14,500円	7,250円		_
		時間外 7時~9時 21時~22時	開場時間と接続して、展示室の搬入・搬出、点検整備又は入替え、造作の取付け等で利用する場合 1時間単位	14,500円	7,250円	_	_

利用時間と利用料金

[利用時間と利用料金]

- ●会議室の開場時間は、9時から21時です。
- ●各会議室はスクール形式に机と椅子が設置されています。レイアウトは自由に変更できます。 原状回復は利用時間内にお願いいたします。
- ●下記の利用料金には、各会議室に備付けの机と椅子の使用料金料金を含みます。
- ●利用予納金のご請求は、会議室単独利用で利用開始日の前日から起算して60日以上前に利用承認を受けた方が対象となります。

(料金は消費税込です)

+/ - =n,	利用時間		利用料金		予納料金	
施設	貸出単位	利用時間	全室	半室	全室	半室
	18	9時~21時	30,600円	15,300円	6,000円	3,000円
	午前	9時~12時	9,200円	4,600円	1,800円	900円
	午後	13時~17時	12,200円	6,100円	2,400円	1,200円
第1会議室	夜間	18時~21時	9,200円	4,600円	1,800円	900円
	午前·午後	9時~17時	21,400円	10,700円	4,200円	2,100円
	午後·夜間	13時~21時	21,400円	10,700円	4,200円	2,100円
	展示室と併用の場合のみ時間外適用(1時間)	7時~9時 21時~22時	760円	380円	_	_
	1日	9時~21時	67,000円	33,500円	13,200円	6,600円
	午前	9時~12時	20,100円	10,050円	4,000円	2,000円
	午後	13時~17時	26,800円	13,400円	5,200円	2,600円
第2会議室	夜間	18時~21時	20,100円	10,050円	4,000円	2,000円
	午前·午後	9時~17時	46,900円	23,450円	9,200円	4,600円
	午後·夜間	13時~21時	46,900円	23,450円	9,200円	4,600円
	展示室と併用の場合のみ時間外適用(1時間)	7時~9時 21時~22時	1,640円	820円	_	_
	1日	9時~21時	94,400円	47,200円	18,600円	9,300円
	午前	9時~12時	28,300円	14,150円	5,600円	2,800円
	午後	13時~17時	37,800円	18,900円	7,400円	3,700円
第3会議室	夜間	18時~21時	28,300円	14,150円	5,600円	2,800円
	午前·午後	9時~17時	66,100円	33,050円	13,000円	6,500円
	午後·夜間	13時~21時	66,100円	33,050円	13,000円	6,500円
	展示室と併用の場合のみ 時間外適用(1時間)	7時~9時 21時~22時	2,320円	1,160円	_	_

利用料金のお支払い(納入)について

1. 利用料金の納入

展示室・展示室/会議室利用に係る料金は、利用前(前納)、利用後(後納)に分けて納入してください。施設利用料金(展示室・会議室)は、開場時間外の利用料金を除いて全て利用開始日の30日前までに利用料金の全額を納入してください。

- ●前納料金については、施設の利用承認と同時に利用料金請求書を交付します。指定期日までに 指定金融機関にお振込みください。
- ●利用承認日において、既に支払期限を経過している場合は、当センター指定の日時までにお支払いください。
- ●口座振込による金融機関が徴収する手数料は、利用者の負担とします。

前納料金の予納金について

[展示室/展示室・会議室併用の場合]

- ・利用開始日の前日から起算して60日以上前のお申込みには、「利用予納金」の納付が必要です。 納付期限は、利用承認を受けた日の翌日から15日以内です。
- ・展示室と会議室併用の場合の予納金は展示室のみが対象です。
- ・利用承認を受けた日が、展示室利用開始日前1年以上の場合の利用予納金は、 当該利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。

後納料金(施設の利用後に納入する料金)について

- ・時間外利用料金、備品・附帯設備利用料金・光熱水費の実費については、利用に応じて利用終了後 にご請求いたします。
- ・請求書発行日から15日以内に納入してください。

■前納料金と後納料金の納入期限

(料金は消費税込です)

前納料金	利用予納金 (利用料金の 20%相当額)	利用承認を受けた日の翌日から15日以内に納入 ※利用承認を受けた日が展示室利用開始日前1年以上の場合は、 利用開始日の1年前の翌日から15日以内です。		
	残金又は一括	利用開始日の30日前までに納入		
後納料金	・利用変更による利用料金差額 ※・時間外利用料金・夜間搬出利用料金・備品/附帯設備 利用料金・光熱水費・廃棄物処理の事務委任料金	利用終了後、請求書発行日から15日以内に納入		

[※]事前振込み(前納)ができない当日変更の場合等に限ります。

2. 利用料金の不還付

利用取消しの場合、既納の利用料金(利用予納金を含む)は還付しないものとします。利用変更の場合、既に利用承認された展示室、会議室の利用規模が、変更前に比べて縮小した場合は、その該当する部分の既納した利用料金については還付しないものとします。

3. 利用料金の減額・免除について

地方独立行政法人などの公共的団体が主催者若しくは共催者として展示室を利用される場合、「東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱」により、会議室及び付帯設備の利用料金を減額(5割)又は免除することがあります。利用料金の減額又は免除を受けようとする利用者は、所定様式「利用料金減免申請書」による申請が必要です。詳しくは当センターにお問合せください。

[免除ができる場合]

東京都又は東京都内の区市町村が東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会 又は講習会の開催に利用するとき。

「減額ができる場合]

国、独立行政法人又は東京都内に主たる事業所を有する商工業又は貿易の振興を目的とする公共的 団体であって、産業労働局長が以下に定める基準に該当するものが東京都内の商工業又は貿易の 振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催に利用するとき。

一減額対象者に係る基準一

- ●地方独立行政法人
- ●一般社団法人又は一般財団法人で、東京都又は都内の区市町村が資本金、基本金その他これらに 準ずるものの 2分の1 以上を出資しているもの
- ●商工業振興又は中小企業振興を目的とする特定の法律に基づき設立の認可又は指定を受けた法人
 - ・商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会
 - ・信用保証協会・中小企業支援法に基づく指定法人

4. 根拠規定

- ●東京都立産業貿易センター条例 (昭和58年3月22日 条例第16号) 第8条・第9条・第10条
- ●東京都立産業貿易センター条例施行規則 (昭和58年5月30日 規則第80号) 第5条から第11条
- ●東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱(平成27年3月31日 26産労商支第1154号)
- ●公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都立産業貿易センターの運営に関する要綱 (平成18年4月1日 第78号) 第6条・第7条・第8条